

雇用調整助成金の 手続費用を支援します

帯広市雇用調整助成金等利用促進支援金

雇用調整助成金(国)を積極的に活用できるよう、申請に必要な事務手続きの支援を社会保険労務士に依頼した際の費用を助成します。
※雇用調整助成金(国)の申請はハローワークにて行います。

助成金額

上限 **5** 万円 (1回限り)

対象事業主

- ・帯広市内に事業所を有する法人または個人事業主であること。
- ・雇用調整助成金の申請に係る事務手続き等への支援(相談・申請代行等)を社会保険労務士に依頼した事業主であること。
- ・雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第102条の2の規定による雇用調整助成金(職発0310第2号に基づく緊急特定地域特別雇用安定助成金含む。以下「雇用調整助成金等」という。)の支給決定を受け、かつ10分の9の助成率が適用される事業主であること。
- ・社会保険労務士と年間契約している場合は、雇用調整助成金等の申請が契約内容に含まれていないこと。

必要書類

- ・帯広市雇用調整助成金等利用促進支援金交付申請書
- ・雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- ・雇用調整助成金助成額算定書【様式特第8号または様式特第11号助成額算定書】の写し
緊急雇用安定助成金の場合は、
緊急雇用安定助成金助成額算定書【様式第2号(2)または様式第2号の2(2)】の写し
- ・雇用調整助成金等の申請に係る業務において社会保険労務士への支払の完了を確認できるもの(領収書の写し)

帯広市への申請方法

【受付期限】 令和3年3月31日(水)まで

【受付方法】 申請書類を次の宛先まで郵送してください。
(宛先) 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1
帯広市経済部商業労働室商業労働課
※封筒に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

【問い合わせ先】
TEL:0155-65-4168
E-mail:commerce@city.obihiro.hokkaido.jp

※今後の国の制度改正等により、補助内容等が変更になる可能性があります。

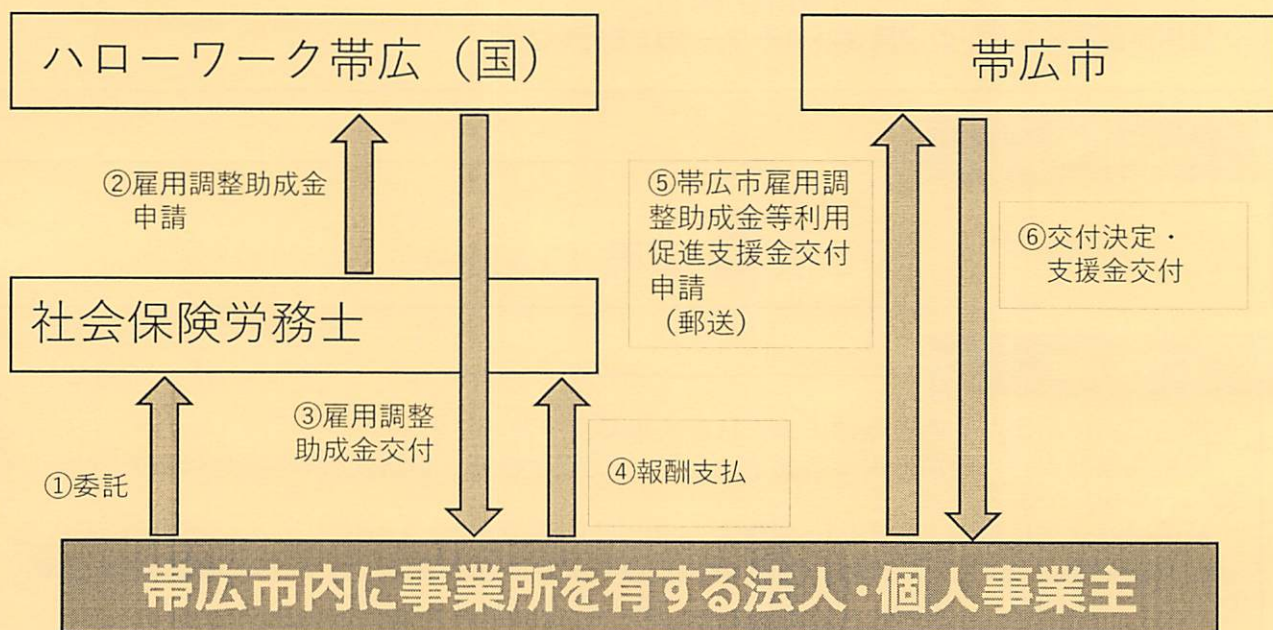
申請の流れ

雇用調整助成金等の国への交付決定を受けたのち、必要書類を帯広市商業労働課へ送付してください。

社会保険労務士への依頼パターン

下記のいずれのケースでも対象になります

■ 申請代行



■ 申請書類の作成等に対する支援

